

横浜市立恩田小学校PTA 個人情報取扱規則

第1条 目的

横浜市立恩田小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 会員名簿及びその他の個人情報データベースの取扱いについて定めるものとする。

第2条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報:生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 保有個人情報:本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人:前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員:本会の本部役員。
- (5) 運営委員会:本会の役員、各正副委員長、全学年委員、校長、副校長、PTA 担当職員により構成される会。

第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 個人情報保護管理者

本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

第5条 個人情報取扱者

本会における個人情報取扱者は、役員ならびに各委員とする。

第6条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
なお、要配慮個人情報は収集しない。

第8条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 個人情報の管理

1. 個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。
 - (1) 紛失、破損その他の事故防止
 - (2) 改ざんおよび漏洩の防止
 - (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
 - (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
2. 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。
3. 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第10条 第三者への提供の制限

本会は、保有個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者へ提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第11条 第三者への提供に係る記録の作成等

保有個人情報を第三者(第10条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名

- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第12条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者(第10条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第13条 個人情報の開示等

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第14条 漏えい時等の対応

1. 本規則に違反する事実または違反する恐れがあることを発見した会員は、その旨を個人上報保護管理者に報告するものとする。
2. 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく役員会において報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第15条 研修

本会は、役員、委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第16条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第17条 改正

本会の「横浜市立恩田小学校PTA個人情報取扱規則」は、運営委員会において改正する。

附則

本規則は、平成29年5月30日より施行する。

本規則は、令和3年5月30日より改定・施行する。